

第174回定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

- II 株式及び新株予約権等に関する事項 P 1
- III 会社役員に関する事項
 - 6. 重要な兼職の状況 P 3
 - 7. 社外役員に関する事項 P 4
- IV 会計監査人に関する事項 P 6
- V 会社の体制及び方針
 - 1. 内部統制基本方針 P 7
 - 2. 内部統制システムの運用状況の概要 P 9

■連結計算書類

- 連結注記表 P10

■計算書類

- 個別注記表 P26

株式会社 電通グループ

II 株式及び新株予約権等に関する事項

1. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	1,100,000,000株
(2) 発行済株式の種類及び総数	普通株式 (うち自己株式)	270,165,354株 4,748,379株)
(3) 株主数		36,196名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	(株)	(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	53,609,400	20.20%
一般社団法人共同通信社	18,988,800	7.15%
株式会社時事通信社	16,028,680	6.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,408,700	3.92%
SMB C日興証券株式会社	8,330,600	3.14%
電通グループ従業員持株会	5,314,052	2.00%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL L INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,277,400	1.99%
公益財団法人吉田秀雄記念事業財団	4,984,808	1.88%
株式会社リクルートホールディングス	4,929,900	1.86%
株式会社TBSテレビ	4,000,000	1.51%

- (注) 1. 信託銀行各社の持株数には、信託業務に係る株式数が含まれております。
 2. 当社は自己株式を4,748,379株保有していますが、上記大株主から除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	当社普通株式 4,300株	5名

- (注) 1. 当社の業績連動型株式報酬（中長期賞与）制度に基づき、2019年度において執行役員を兼務する監査等委員でない取締役であった者に対し、同事業年度における執行役員の職務の対価として当事業年度中に交付されたものであり、その概要につきましては、Ⅲ.2(2)②d「業績連動型株式報酬（中長期賞与）」に記載のとおりです。

- (注) 2. 上記においては、退任した監査等委員でない取締役3名に対する交付も含めて記載しております。

(6) 株式に関するその他の重要な事項

① 当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取得する株式総数の上限を2,000万株、取得価額の総額の上限を400億円として、2022年2月15日から同年12月23日までの間に、東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付による方法で当社普通株式を取得する自己株式取得の決議を行い、以下のとおり実施いたしました。

- a. 取得期間：2022年2月15日から2022年9月1日（約定ベース）
- b. 取得株式の総数：8,989,700株
- c. 取得価額の総額：39,999,847,503円

② 当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することにつき決議を行い、以下のとおり実施いたしました。

- a. 消却した株式の種類：当社普通株式
- b. 消却した株式の総数：18,244,646株（消却前の発行済株式総数に対する割合6.33%）
- c. 消却日：2022年11月30日

③ 当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社並びに当社の子会社である株式会社電通及び株式会社電通コーポレートワンにおける業績連動型株式報酬制度の運用に伴い、第三者割当による自己株式の処分を行うことにつき決議を行い、以下のとおり実施いたしました。

- a. 処分期日：2022年11月30日
- b. 処分した株式の種類及び数：普通株式700,000株
- c. 処分価額：1株につき金4,610円
- d. 処分総額：3,227,000,000円
- e. 処分先：株式会社日本カストディ銀行（信託E□）

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関するその他の重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

6. 重要な兼職の状況

氏名	兼職先	役職
監査等委員でない取締役		
五十嵐 博	Dentsu International Limited	Non-Executive Chairman of the Board
曾我 有信	Dentsu International Limited	Non-Executive Director
	株式会社CARTA HOLDINGS	監査役
ニック・プライディ	Dentsu International Limited	Executive Director, CFO
ウェンディ・クラーク	Dentsu International Limited	Executive Director, Global CEO
樽谷 典洋	株式会社電通	代表取締役社長執行役員
監査等委員である取締役		
松井 巖	八重洲総合法律事務所	弁護士
	株式会社オリエントコーポレーション	社外取締役（監査等委員）
	長瀬産業株式会社	社外監査役
	東鉄工業株式会社	社外監査役
	グローブライド株式会社	社外取締役（監査等委員）
ポール・キャンドランド	ヤマハ株式会社	社外取締役
アンドリュー・ハウス	Viaplay Group AB	Non-Executive Director
	日産自動車株式会社	社外取締役
曾我辺 美保子	曾我辺公認会計士事務所	代表
	DM三井製糖ホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 上記表では、2022年12月末日現在の兼職状況を記載しています。
2. 監査等委員でない取締役高橋祐子氏並びに監査等委員である取締役大越いづみ氏及び佐川恵一氏については、該当事項はありません。
3. 監査等委員でない取締役ティモシー・アンドレー氏は、2022年2月18日付で当社グループの海外事業運営を統括する当社の100%子会社であるDentsu International LimitedのExecutive Chairmanを退任いたしました。
4. 監査等委員でない取締役五十嵐博氏は、2022年3月30日付で当社の重要な子会社である株式会社電通の代表取締役を退任いたしました。また、同氏は、当社グループの海外事業運営を統括する当社の100%子会社であるDentsu International LimitedのNon-Executive Directorに就任しておりましたが、2022年2月18日付で同社のNon-Executive Chairman of the Boardに就任いたしました。
5. 監査等委員でない取締役曾我有信氏は、2023年3月25日付で当社の重要な子会社である株式会社CARTA HOLDINGSの監査役を退任する予定であります。
6. 監査等委員でない取締役ウェンディ・クラーク氏は、2022年12月31日付で当社グループの海外事業運営を統括する当社の100%子会社であるDentsu International LimitedのExecutive Director, Global CEOを退任いたしました。
7. 監査等委員でない取締役樽谷典洋氏は、2022年1月1日付で株式会社電通の取締役社長執行役員に就任し、2022年3月30日付で同社代表取締役社長執行役員に就任いたしました。
8. 監査等委員である取締役松井巖氏は、株式会社オリエントコーポレーションの社外監査役に就任してお

りましたが、同社が監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2022年6月24日付で同社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。

9. 監査等委員である取締役ポール・キャンランド氏は、2022年4月25日付でAge of Learning Japan 株式会社CEO及びAge of Learning, Inc.のCEOを退任いたしました。

7. 社外役員に関する事項

- (1) 当期における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分・氏名	出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 松井 巖	取締役会15回中15回 監査等委員会10回中10回	検察官としての長年の経験及び弁護士としての専門的見地から、特に当社グループのコンプライアンス、ガバナンス体制の強化、危機管理意識の向上等について積極的に助言・提言を行いました。
社外取締役 ポール・キャンランド	取締役会11回中11回 監査等委員会10回中10回	グローバルな企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、グローバル経営の視点から、特に世界経済動向を踏まえた事業運営、競争力の強化等について、積極的に助言・提案を行いました。
社外取締役 アンドリュー・ハウス	取締役会11回中11回 監査等委員会10回中10回	グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、多様な視点から、特に当社グループのガバナンス、事業運営等について、グローバル事例を踏まえ積極的に有益な発言・提案を行いました。
社外取締役 佐川 恵一	取締役会11回中11回 監査等委員会10回中10回	持株会社での財務に関する豊富な知識及び経営者としての長年の経験を活かし、特に経営ガバナンスの向上、事業変革の推進及びグローバルでの競争力の強化に資する的確な助言・提案を行いました。
社外取締役 曾我辺 美保子	取締役会11回中11回 監査等委員会10回中10回	公認会計士としての専門的見地及び豊富な実務経験から、特に当社の財務ガバナンスの向上、内部統制の推進、監督機能の強化等に資する有益な助言・提言を積極的に行いました。

(2) 重要な兼職先と当社との関係

区分・氏名	兼職先・兼職内容	当該法人等との関係
社外取締役 松井 巖	八重洲総合法律事務所 弁護士	八重洲総合法律事務所との間には、特別な関係はありません。
	株式会社オリエントコーポレーション 社外取締役（監査等委員）	株式会社オリエントコーポレーションとの間には、特別な関係はありません。
	長瀬産業株式会社 社外監査役	長瀬産業株式会社と当社の重要な子会社である株式会社電通との間には、営業取引がありません。
	東鉄工業株式会社 社外監査役	東鉄工業株式会社との間には、特別な関係はありません。
	グローブライド株式会社 社外取締役（監査等委員）	グローブライド株式会社との間には、特別な関係はありません。
社外取締役 ポール・キ ャンドラ ンド	ヤマハ株式会社 社外取締役	ヤマハ株式会社と当社の重要な子会社である株式会社電通との間には、営業取引があります。
	Age of Learning, Inc. CEO	Age of Learning, Inc. との間には、特別な関係はありません。
	Age of Learning Japan株式会 社 CEO	Age of Learning Japan株式会社との間には、特別な関係はありません。
社外取締役 アンドリュ ー・ハウ ス	Viaplay Group AB Non-Executive Director	Viaplay Group ABとの間には、特別な関係はありません。
	日産自動車株式会社 社外取締役	日産自動車株式会社と当社の重要な子会社である株式会社電通との間には営業取引があります。
社外取締役 曾我辺 美保子	曾我辺公認会計士事務所 代表	曾我辺公認会計士事務所との間には、特別な関係はありません。
	DM三井製糖ホールディングス 株式会社 社外取締役（監査等委員）	DM三井製糖ホールディングス株式会社との間には、特別な関係はありません。

(注) 社外取締役松井巖氏は、株式会社オリエントコーポレーションの社外監査役に就任しておりましたが、同社が監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、2022年6月24日付で同社の社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。

IV 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額 167百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人に支払うべき報酬等の総額を記載しております。

(注) 2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、十分な監査品質が確保できているかという観点から、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当期の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項・第3項の同意を行っております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 627百万円

(注) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国内子会社の会計・内部統制等に関する助言業務等についての対価を支払っております。

3. 当社の会計監査人以外の者による子会社の監査の状況

当社の重要な海外子会社である Dentsu International Limited 及びその他一部の海外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMG（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- (1) 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、解任が相当と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難である等、当社の監査業務に重大な支障をきたすおそれがあると判断した場合並びに監査実施の有効性及び効率性等の観点から必要があると判断した場合は、会社法第399条の2第3項に基づき、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任又は不再任を決定します。

V 会社の体制及び方針

1. 内部統制基本方針

内部統制システムは、取締役、執行役員及び従業員が自らを律し、当社が社会的責任を全うし、成長していくための体制です。

当社及び子会社（以下「当社グループ」という）は、当社グループの取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために順守すべき共通行動規範として「電通グループ行動憲章」を位置づけ、内部統制システムの維持・向上を図ります。

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、次の各号に掲げる事項をはじめとして、当社グループを統括する持株会社として、子会社が当社グループの一員として整備・運用すべき事項を定めるなど、当社による子会社に対する適切なサポート及び管理・監督を通じて、企業集団としての当社グループの業務の適正を確保します。

- ① 子会社を含めた当社グループの行動規範として「電通グループ行動憲章」を策定し、子会社各社が本憲章の採択を決議することとします。
- ② 子会社が電通グループ行動憲章を踏まえて然るべき規則を制定し、又は取締役会等の決議を行うことにより、当社グループとしてのコンプライアンスの確保及びリスク管理を行うこととします。
- ③ 子会社から定期的に子会社の業務、業績その他の重要な事項に関する報告を求めるとともに、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼし得る一定の事項につき、子会社が当社の事前承認を求め、又は当社への報告を行うことを確保します。
- ④ 事業における意思決定や業務遂行を効率的かつ適切に行うため、国内事業においては当社の社内カンパニーである電通ジャパンネットワーク、海外事業においては電通インターナショナル社が統括して管理・監督を行います。
- ⑤ その他次項以下に定める体制又はそれらに準じた体制を子会社に整備・運用させることとします。

(2) 取締役、執行役員及び従業員のコンプライアンス体制

- ① 当社グループの取締役及び執行役員は、取締役会規則、各種重要会議運営規則、取締役規則及び執行役員規則等の諸規則に則り、適切に職務を執行することとします。
- ② 当社グループの取締役及び執行役員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会その他の重要会議において報告するとともに、速やかに当社の監査等委員会又は各社の監査委員会、監査役に報告することとします。
- ③ 従業員のコンプライアンス体制の維持・向上を図るために、担当部署が規則・マニュアル類の整備、研修教育の実施を行います。
- ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談窓口を設けるとともに、社内外に内部通報窓口を設置し適切に運用します。
- ⑤ 当社の監査等委員会又は各社の監査委員会、監査役からコンプライアンス体制についての意見及び改善策の要求がなされた場合、当社グループの取締役及び執行役員は遅滞なく対応し改善を図ることとします。
- ⑥ 反社会的勢力及び団体との関係を遮断し、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否するために担当部署を設置し、社内外の協力窓口と連携して対応します。

- (3) 取締役及び執行役員の職務執行の効率化を図る体制
- ① 当社グループの取締役及び執行役員の職務執行を効率的に行うために、取締役会、グループ経営会議のほか、各種委員会を開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項等についての意思決定を適切かつ機動的に行います。
 - ② 上記会議体等での決定事項は、職制を通じた伝達のほか、緊急を要する場合には、社内電子掲示板システム等も活用して全従業員に迅速に伝達し、速やかな業務執行を図ります。
- (4) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存・管理体制
- 当社グループの取締役及び執行役員の職務執行に係る情報については、文書管理規則、情報管理諸規則等に基づき、適切に保存・管理します。
- (5) リスク管理体制
- ① 当社グループにおけるリスクの発生を防止するとともに、リスクが発生した場合の損害を最小限にとどめる体制の維持・向上を図るため、リスク管理規則を定め、当社のグループ経営会議のもと、リスク管理状況について自己点検を行い、優先的に対応すべき重要なリスクを選定し、具体的な対応計画に基づいたリスク管理を実施します。
 - ② 経営上の重要なリスクへの対応方針やその他リスク管理に関する重要な事項については、取締役会及び当社の監査等委員会又は各社の監査委員会、監査役に報告を行います。
- (6) 監査等委員会の職務を補助する組織とその独立性等について
- 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の組織体制として監査等委員会室を設置し、監査等委員会直轄組織として取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。
- (7) 監査等委員会への報告体制と監査の実効性の向上について
- ① 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び従業員（以下「役職員」という）が当社の監査等委員会に報告すべき事項についての規定を定めるとともに、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項に関する当社グループの役職員の報告が、当社の監査等委員会に対してより確実かつ迅速に行われ、又は伝達されることを確保します。
 - ② 前号に記載のない事項に関しても、当社の監査等委員会から報告を求められた場合は、当社グループの役職員は遅滞なく当社の監査等委員会に報告することとします。
 - ③ 前各号の報告を行った者がその報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。
 - ④ 法令が定めるところに従って、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理の方針を定め、これを関係者に周知徹底します。
 - ⑤ 監査の実効性を向上させるために、内部監査部門及び外部監査人との連係を確保します。
- (8) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 当社の代表取締役社長執行役員（CEO）及び最高財務責任者（CFO）は取締役会のもと、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を維持し、継続的な改善を図ります。
 - ② 業務執行部署及び子会社は、整備・構築を行った内部統制が適切に運用されているか、日常業務を通じて自己点検を行うこととします。

- ③ グループ内部監査オフィスは、業務から独立した立場で内部統制のモニタリングを実施し、財務報告に係る内部統制の有効性について評価を行います。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、取締役会で決議された上記1. 記載の内部統制基本方針に沿って、内部統制システム管理規則、リスク管理規則、文書管理規則その他の社内規程等を整備の上、内部統制担当部署が中心となって、内部統制システムの整備・運用を進めております。

運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 当社グループの業務の適正性の確保については、当社グループの取締役、執行役員及び従業員の行動基準である「電通グループ行動憲章」に基づき、イントラネット及びイーラーニングによるコンプライアンス研修等にて、当社グループの一員としてとるべき行動及び守るべき原則について周知を図っております。また、あらかじめ対象となる会社を特定し、企業集団として順守すべきルールを定め、各社に順守するよう求めております。事業年度末には、国内及び海外の対象会社が、当該ルールに沿って業務を実施しているかをチェックし、課題がある場合には、改善を求めております。
- (2) 取締役、執行役員及び従業員のコンプライアンス体制については、グループ経営会議のもと、グループコンプライアンス会議を設置し、当社グループのコンプライアンス施策の拡充や当該施策への対応等に関するモニタリングを行っております。当事業年度には、当社グループ全体のポリシーとして、贈収賄・汚職防止ポリシー、法務ポリシー、インサイダー取引ポリシー及びグローバルデータ保護原則を制定し、周知に取り組んでおります。また、電通ジャパンネットワークにおいては、広告活動に関する法規制全体を網羅した冊子の配布、オンライン研修及びコンプライアンス上の重要テーマについて情報提供するコンプライアンスホームページの更新などを行っております。電通インターナショナルにおいても、必須の倫理コンプライアンス研修、パイロット市場におけるコンプライアンスリスクアセスメント及び内部通報プラットフォームの刷新などを実施し、コンプライアンス体制の継続的な強化を図っております。
- (3) リスク管理については、「リスク管理規則」に基づき、①会社の経営目標の達成を阻害するリスクの識別、②識別したリスクの評価、③会社に大きな影響を与えうる「重要リスク」の特定、④リスクを最小化すべく「重要リスク」への対応計画の策定、⑤「重要リスク」への対応の進捗状況の報告、というグループレベルの「エンタープライズ・リスク・マネジメント (ERM)」を実施しており、グループ経営会議の議題とするとともに、グループのリスク管理に関する基本方針やリスクレジスター、スポンサー（役員など）と対応計画などの重要事項をグループ経営会議に付議又は報告する会議体として、グループリスク会議を設置しております。対応計画の策定・実施についてはリスク・スポンサー及び各専門部署が主体となり、全社的に対応しております。
- (4) 財務報告の適正性を確保するための体制については、2022年5月、金融商品取引法第24条の4の4に定める「内部統制報告制度」に対応し、会計監査人との協議のうえ、評価対象会社、評価対象業務プロセス、評価の体制等を定めた「基本計画書」を策定いたしました。当該「基本計画書」に従い、評価対象である当社の業務執行部署及び当社グループの各対象会社は、日常業務において内部統制システムの運用状況について自己点検を行っており、当該対象会社は、その結果を当社に報告しております。

(注) 本事業報告中の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社はDentsu International Limited他計881社であります。

(3) 持分法の適用に関する事項

関連会社である株式会社ビデオリサーチ他計89社に対して持分法を適用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i デリバティブを除く金融資産

a 償却原価で測定する金融資産

以下2つの要件をともに満たすものを償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生のリスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いており、個別に重要な金融資産は個別に予想信用損失を評価し、個別に重要ではない金融資産は所在地、期日超過の日数、保全の状況、外部の信用格付等を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングを行い、集散的に予想信用損失を評価し、損失評価引当金を計上しております。

また、債務者が支払期限到来後90日以内に支払いを行わない場合など、金融資産の全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行としております。

債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金の戻入が発生した場合、純損益で認識しております。

なお、債務者が当社グループと合意した返済計画を遂行できないなど、回収が合理的に見込めない場合においては、金融資産を直接償却しております。これには通常、当社グループが借手の直接償却対象の金額を返済するために十分なキャッシュ・フローを生み出す資産又は収益源を有していないと判断した場合が該当します。当社グループでは、直接償却した金融資産に対しても、期日経過債権を回収できるよう、履行強制活動を継続しております。

b 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時においてその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しない資本性金融商品、及び償却原価測定基準を満たさない負債性金融商品を、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後、各決算日において公正価値で再測定し、公正価値の変動及び配当金等の収益を損益として認識しております。

c その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有でない資本性金融商品については、原則として当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを指定した金融資産については、当初認識後、公正価値で測定しており、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合又は公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しております。

ii デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスクや金利変動リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約取引、金利スワップ取引等のデリバティブを利用しております。当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ対象とヘッジ手段の関係並びにヘッジに関するリスク管理目的及び戦略について、指定及び文書化を行っております。当該文書は、ヘッジ関係、リスク管理目的及びヘッジの実行に関する戦略並びにヘッジの有効性の評価を含んでおります。

これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ期間中にわたり実際に非常に有効であったか否かを判断するために、ヘッジ関係を継続的に評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は以下のとおり処理しております。

なお、ヘッジ会計については、経過措置によりIAS第39号を継続して適用しております。

a キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得及び損失のうちヘッジが有効である部分については、公正価値の変動額をその他の包括利益に認識し、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが損益に影響を与えた時点でヘッジ対象とともに損益に認識しております。

ヘッジが有効でない部分については、公正価値の変動額を損益に認識しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしていない場合及びヘッジ指定を取り消した場合には、ヘッジ会計を中止しております。

b 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資から発生する換算差額については、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様の方法で会計処理しております。

ヘッジ手段に係る利得及び損失のうち、有効部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は損益として認識しております。

在外営業活動体の処分時には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えております。

c ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は損益として認識しております。

iii 棚卸資産

棚卸資産は主にスポーツ、エンタテインメントの作品及び権利で構成され、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額により測定しております。取得原価は主として個別法に基づいて算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産

有形固定資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体、除去及び原状回復費用が含まれております。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は見積耐用年数にわたり、主として定額法により減価償却を行っております。

ただし、使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

ii 無形資産

無形資産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。個別に取得した無形資産は、当

初認識時に取得原価で測定し、企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値としております。自己創設無形資産は、資産の認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり定額法で償却しております。

ただし、使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。

③ のれんに関する事項

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

なお、のれんは減損の兆候の有無にかかわらず、年に一度、又は減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。

④ 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に引当金を認識しております。貨幣の時間価値の影響が重要である場合、引当金は当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いた現在価値により測定しております。

⑤ 退職後給付

当社グループは従業員の退職給付制度として確定給付制度及び確定拠出制度を設けております。確定給付制度については、確定給付制度債務の現在価値と制度資産の公正価値との純額を負債又は資産として認識しております。当社グループは確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した決算日時点の優良社債の利回りに基づき算定しております。

確定給付型退職給付制度の勤務費用及び利息費用は損益で認識し、利息純額の算定には前述の割引率を使用しております。また、確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振替えております。過去勤務費用に関しては、発生した期の損益として認識しております。

確定拠出型退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期間に損益として認識しております。

⑥ 外貨換算

外貨建取引は、取引日における為替レートにて当社グループの各機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性資産及び負債、公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、決算日の為替レートにて機能通貨に換算しており、この結果生じる換算差額は、損益に認識しております。

外貨建取得原価にて測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートにて換算しております。

在外営業活動体の財務諸表については、資産及び負債は報告期間の決算日の為替レートで円貨に換算し、収益及び費用は著しい変動のない限り、対応する報告期間における平均為替レートで円貨に換算しております。この結果生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素において認識しております。

当社グループの在外営業活動体が処分される場合、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額の累計額は処分時に損益に振り替えております。

⑦ 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、顧客に対して広告業、情報サービス業及びその他の事業を提供しております。

広告業においては、主に各種メディアへの広告出稿及びクリエイティブ・サービスを含む広告制作や各種コンテンツサービス等のサービスの提供を行っております。

各種メディアへの広告出稿に関しては、主にメディアに広告出稿がなされた時点で当該サービスに対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

広告制作に関しては、企画、制作、撮影、編集、完成までの一連の管理業務が履行義務になります。当該管理業務は、その性質上、履行義務の充足が均一であると考えられ、経過期間に応じて履行義務は進捗するため、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分にて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

各種コンテンツサービス等のサービスの提供については、その主なサービスは、スポーツイベントのマーケティング権等の権利ビジネスであります。スポーツイベントのマーケティング権等の権利ビジネスにおいては、顧客に対してマーケティング権等の権利を使用できる状態にすることが履行義務になります。当該取引のうち、顧客が複数の権利を複数の時点で享受する複合的な権利に関する取引については、一定の期間において当該権利を顧客が使用可能となり、その性質上、履行義務の充足が均一であると考えられ、主に契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分にて、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。それ以外の取引については、権利が使用可能となった当該一時点において、当該権利の使用権が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

広告業の収益は、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、当社グループが提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料としての一定の報酬対価により計上しております。ただし、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

広告業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

情報サービス業においては、主にソフトウェア製品・商品の販売、受託システム開発、アウトソーシング・運用保守サービス等のサービスの提供を行っております。

ソフトウェア製品・商品の販売に関しては、顧客への納品時点で当該製商品の支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。受託開発のソフトウェアに関しては、開発の進捗に応じて顧客の資産が増価するとともに顧客が当該資産の支配を獲得し、これに応じて当社グループの履行義務が充足されるため、開発の進捗度に応じて収益を認識しております。開発の進捗度は、履行義務の充足に使用されたインプット（発生したコスト）が、当該履行義務を完全に充足するまでに予想されるインプット合計に占める割合に基づいて算出しております。また、運用保守サービスに関しては契約期間の経過とともに履行義務が充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間における期間按分にて計上しております。

情報サービス業の収益は、販売契約における対価から、値引きなどを控除した金額で算定しております。また、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、本人としての性質が強いと判断されるため、収益及び原価を総額で計上しております。

情報サービス業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

その他の事業においては、事務所賃貸、ビルサービス、受託計算業務等の事業を行っております。

⑧ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「投資不動産」を独立掲記しておりましたが、当連結会計年度においては、金額的に重要性がなくなったため、「その他の非流動資産」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「営業債権及びその他の債権」に含めて表示していた「未収法人所得税等」は、当連結会計年度において、金額的に重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「貸倒引当金繰入額」を独立掲記しておりましたが、当連結会計年度においては、金額的に重要性がなくなったため、「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(1) のれんの評価

① 連結計算書類に計上した金額

のれん	749,755百万円
-----	------------

上記には海外事業におけるヨーロッパ、中東及びアフリカ (EMEA)、米州 (Americas) 及びアジア太平洋 (APAC) ののれんが、それぞれ192,121百万円、482,887百万円及び51,460百万円含まれております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、海外事業ののれんの評価に当たりEMEA、Americas及びAPACをそれぞれ別個の資金生成単位グループとして減損テストを行い、さらに海外事業全体について減損テストを行っております。

当社は海外事業ののれんの減損テストにおける回収可能価額を、経営陣により承認された翌連結会計年度の予算、その後4ヶ年の業績予想を基礎とする使用価値に基づき算定しております。また、使用価値はオペレーティング・マージン、正味運転資本、売上総利益の中期成長率、継続成長率、割引率及び全社費用の各資金生成単位グループへの配賦率に仮定をおいて算定しております。

この結果、APACについて、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、当連結会計年度において減損損失9,262百万円を計上しました。なお、事業戦略の変更や市況環境の変化等により上記仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度においても、のれんの減損処理による損失が発生する可能性があります。

(2) 使用権資産の評価

① 連結計算書類に計上した金額

使用権資産	143,379百万円
-------	------------

上記には、将来のサブリースを見込む、2019年11月に借手として契約した米国ニューヨークのオフィスビルリース契約に関する使用権資産24,688百万円が含まれております。当該使用権資産の帳簿価額は、前連結会計年度において不利な不動産リース契約に関する引当金として計上されていた減損損失累計額を控除後の残高となります。

なお、使用権資産は、連結財政状態計算書の有形固定資産及び無形資産に含めて表示しております

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは構造改革の一環として不動産の適正化を行っており、一部の不動産リース契約について、サブリースの活用を見込んでおります。当該リース契約に関する使用権資産の減損テストにおいては、基本サブリース料、リース期間におけるリース支払料の想定増加率、リースインセンティブ及び空室期間に仮定をおいて算定しております。市場環

境の変化やサブリース契約の締結等により上記仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において使用権資産に係る追加の減損又は減損の戻入れが発生する可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更

繰延税金資産に係る見積りの変更

当社及び一部の国内子会社は、当連結会計年度においてグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度からグループ通算制度が適用されることとなったため、当連結会計年度よりグループ通算制度の適用を前提として税効果会計を適用しております。

この結果、当連結会計年度において、「繰延税金資産」が10,913百万円増加し、「法人所得税費用」が9,627百万円減少し、「その他の包括利益」が1,286百万円増加しております。

5. 連結財政状態計算書関係

(1) 担保に供している資産

その他の金融資産（流動資産） 880百万円

なお、上記以外にその他の金融資産（流動資産）のうち8百万円は官報・営業等にかかわる取引保証のため担保に供しております。

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 5,350百万円

その他の金融資産（非流動資産） 10,037百万円

(3) 有形固定資産（使用権資産を除く）の減価償却累計額および減損損失累計額 89,081百万円

(4) 偶発債務

保証債務残高

従業員住宅資金等融資制度による債務保証 10百万円

銀行借入等に対する債務保証 6,843百万円

計 6,854百万円

インドにおける偶発負債等について

前連結会計年度において、当社グループのインドにおける子会社が締結した一部の取引について、社外弁護士等の専門家と共に、詳細な調査を実施し、その結果をインド当局に報告しております。

これらの事案に関して、当該子会社に対して提供したと主張されている商品やサービスの対価として、当社グループは取引相手から5,599百万インドルピー（9,014百万円）の支払請求を受けております。

当社グループは、現在までの法的助言に基づき、関連する取引には経済的実体がなく、また、商品やサービスの提供もないことから、金銭の支払義務はないと判断しており、したがって当該請求金額について引当金を計上しておりません。当社グループと社外弁護士等の専門家による詳細な調査は継続中であり、当社グループは当該判断を継続して主張するとともに、インド当局の調

査への協力を続けてまいります。

この事案に関する今後の訴訟の展開や当局の判断等には、一定の不確実性が存在しております。

連結子会社の買収に伴う条件付対価に関する偶発負債等について

当連結会計年度において、当社グループは、海外事業拡大の一環として過年度に実施した連結子会社の買収に伴う条件付対価に関連し、被取得企業の売主より、当社グループが連結財政状態計算書に計上済の条件付対価額に加えて99百万ドル（13,200百万円）の支払請求を受けております。当該支払請求は、当社グループが条件付対価の算定の基礎となる業績にマイナスの影響を与える行為を行ったとの売主の主張に基づいております。

当社グループは、当社グループの当該行為は、買収契約上認められた行為であるとの見解を主張し、売主の主張に対して争う方針であります。買収契約に基づけば、金額に係る意見の不一致については売主及び当社グループの双方が、誠意をもって解決に努める必要がありますが、売主は、交渉による解決に至らなかった場合には、仲裁を求める意向を表明しております。

当該被取得企業の買収に伴う条件付対価は連結財政状態計算書の「その他の金融負債」（流動負債）に計上されておりますが、当連結会計年度において、計上済の条件付対価に重要な変動はなく、また、当該支払請求により追加で計上した負債もありません。当該請求に伴う財務上の影響額については、和解交渉の最新の状況に基づき、再評価してまいります。

6. 連結損益計算書関係

(1) 構造改革費用

構造改革に伴い発生した費用であります。

海外事業における構造改革費用の主な内訳は、不動産の適正化費用、人員削減費用やその他の関連施策費用であります。

国内事業における構造改革費用の主な内訳は、不動産の適正化費用、コーポレート機能の高度化・効率化費用やその他の関連施策費用であります。

(2) 減損損失

海外事業におけるロシア現地合併会社の当社グループ保有持分の譲渡に係る減損損失

当社グループは、2022年3月より当社グループの方針と法的観点からロシア事業の見直しを開始し、同年11月14日に現地合併会社の当社グループ保有持分の全てを現地パートナーへ譲渡する契約を締結しました。

当該状況に伴い、当連結会計年度において、ロシア事業に関する資産及び負債を売却目的保有に分類し、減損損失23,372百万円を計上しております。

アジア太平洋(APAC)に係るのれんの減損損失

海外事業のアジア太平洋(APAC)に係るのれんの減損損失であります。直近の実績を踏まえた最新の事業計画を基に海外事業に係るのれんの減損テストを行った結果、アジア太平洋(APAC)においてのれんの減損損失9,262百万円を認識しました。

7. 連結持分変動計算書関係

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

270,165,354株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	普通 株式	18,359	67.00	2021年12月31日	2022年3月16日
2022年8月12日 取締役会	普通 株式	18,726	70.25	2022年6月30日	2022年9月9日
計		37,085			

(注) 1 2022年2月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託に係る信託E口が保有する当社株式に対する配当金25百万円が含まれております。

2 2022年8月12日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託に係る信託E口が保有する当社株式に対する配当金24百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年2月14日開催の取締役会決議による配当

i 配当金の総額	22,471百万円
ii 1株当たり配当額	85.00円
iii 基準日	2022年12月31日
iv 効力発生日	2023年3月16日

(注) 2023年2月14日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員株式報酬信託に係る信託E口が保有する当社株式に対する配当金88百万円が含まれておりません。

なお、配当原資については、利益剰余金としております。

8. 収益関係

当社グループは、顧客に対して広告業、情報サービス業及びその他の事業を提供しております。詳細は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等(4)会計方針に関する事項⑦収益」をご参照ください。

(1) 収益の分解

顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	セグメント			内部取引調整	合計
	国内事業	海外事業	小計		
主要なサービス					
広告業	421,126	714,948	1,136,075	—	—
情報サービス業	106,954	—	106,954	—	—
その他の事業	2,052	—	2,052	—	—
合計	530,133	714,948	1,245,082	△1,198	1,243,883
地域市場別内訳					
日本	530,133	—	530,133	—	—
EMEA (欧州・中東・アフリカ)	—	275,411	275,411	—	—
Americas (米州)	—	324,013	324,013	—	—
APAC (アジア太平洋)	—	115,523	115,523	—	—
合計	530,133	714,948	1,245,082	△1,198	1,243,883

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,474,909	1,506,360
受取手形及び売掛金	1,464,874	1,497,687
その他	10,034	8,673
契約資産	6,712	16,758
契約負債	82,465	72,099

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権のうち、受取手形及び売掛金は営業債権及びその他の債権、その他は非流動資産のその他の金融資産に含まれており、契約資産は営業債権及びその他の債権に含まれています。また、契約負債は、その他の流動負債に含まれています。

当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は80,999百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はなく、契約負債の残高の重大な変動はありません。

契約資産は、主に広告制作や受託システム開発等のサービス契約において、進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えております。契約負債は主に、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。契約負債は、履行義務の充足に伴い、収益に振り替えております。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格の算定

1年以内	4,060百万円
1年超2年以内	3,545百万円
2年超3年以内	2,964百万円
3年超	6,154百万円
計	16,724百万円

当社グループにおいて、履行義務が、当初の予想期間が1年以内の契約の一部でないものは権利ビジネスにかかる履行義務のみであり、IFRS15号121号(a)を適用し、個別の契約における履行義務が1年を超えると予想される（権利ビジネスにかかる）残存履行義務に配分した取引価格を集計して開示しております。また、顧客との契約からの対価の中に、取引価格に含まれていないものはありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のために発生したコストから認識した資産はありません。

9. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において財務上のリスクに晒されており、当該リスクを回避又は低減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

なお、デリバティブ取引については、内部管理規定により、上記リスク回避・低減の目的の範囲内で行うこととしております。

① 信用リスク管理

営業債権である受取手形及び売掛金を含む償却原価で測定される金融資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理の規則に沿ってリスク低減を図っております。

当社グループは、与信管理規程に従い、新規取引先等の審査及び与信管理を行っております。また、経理規程に従い、各事業部門における管理部門と経理部門の協働により、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社においても、与信管理、債権管理を行っており、一定の重要な取引及び事象については報告や承認を必要とする管理体制をとっております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

① 流動性リスク管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき資金管理部門が定期的に資金計画を作成・更新し、収支の状況に応じた手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

当社グループは、運転資金につきましては、内部資金、金融機関からの借入、社債、コマース・ペーパー又は債権流動化等により調達することとしております。なお、債権流動化取引はノンリコース契約であることから、同債権については債権の消滅を認識しております。

また、当社グループは、緊急時の流動性を確保するため、コミットメント・ラインを設定しております。加えて、急速な外部環境変化等に万全を期すため、引き続き金融機関との

間で一時的に追加の銀行融資枠を設定しております。

② 為替リスク管理

外貨建金銭債権債務は為替の変動リスクに晒されております。当社グループでは、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用しております。

また、一定金額を上回る外貨建取引や為替の変動リスクのうち重要なものに対しては、内部管理規程により、先物為替予約や外貨建借入等を利用してヘッジすることとしております。

③ 金利リスク管理

当社グループが調達した資金の一部については、金利変動リスクを回避・低減するためにデリバティブ取引（金利スワップ取引等）を活用し、支払利息を固定化しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 償却原価で測定する金融商品

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額及び公正価値については、次のとおりであります。なお、長期借入金及び社債以外の償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しております。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値
(金融負債)		
長期借入金	304,016	299,380
社債	199,660	197,535

(注) 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金の公正価値ヒエラルキーはレベル3に該当しております。

社債の公正価値については、市場価格に基づき算定する方法によっております。また、公正価値ヒエラルキーはレベル2に該当しております。

② 公正価値で測定する金融商品

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。公正価値のヒエラルキーは以下のように定義しております。

レベル1： 活発な市場における公表価格により測定した公正価値

レベル2： レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3： 観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものとして認識しております。

なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。また、以下の表には株式買取債務を含めております。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
デリバティブ資産	-	26,679	-	26,679
株式	53,973	-	39,606	93,580
その他	488	3,395	31,427	35,311
合計	54,462	30,074	71,034	155,571
金融負債				
デリバティブ負債	-	5,828	-	5,828
株式買取債務	-	-	21,493	21,493
その他（主に条件付対価）	-	-	38,425	38,425
合計	-	5,828	59,918	65,746

デリバティブ資産及びデリバティブ負債に含まれる金利スワップ、為替予約等の公正価値は、金融機関より入手した見積価格又は観察可能な市場データを用いて算定した金額で評価しているため、レベル2に分類しております。

株式及びその他（金融資産）のうち活発な市場が存在する銘柄の公正価値は市場価格に基づいて算定しているため、レベル1に分類しております。また、活発な市場が存在しない銘柄のうち、公正価値を観察可能な市場データを用いて算定した金額で評価した銘柄についてレベル2に分類し、公正価値を観察不能なインプットを用いて主としてインカム・アプローチ（Exitマルチプル法又は永久成長率法により永続価値を算定したDCF法）及びマーケット・アプローチ（類似企業比較法又は類似取引比較法）で算定した金額で評価した銘柄についてレベル3に分類しております。

インカム・アプローチ（Exitマルチプル法により永続価値を算定したDCF法）において重要な観察不能なインプットは主として将来時点での収益水準及びExit倍率（企業価値/収益）並びに割引率であり、公正価値は将来時点での収益水準の上昇（低下）により増加（減少）、Exit倍率の上昇（低下）により増加（減少）、割引率の上昇（低下）により減少（増加）することとなります。使用したExit倍率（企業価値/収益）及び割引率は、2.6倍及び30%であります。

インカム・アプローチ（永久成長率法により永続価値を算定したDCF法）において重要な観察不能なインプットは主として割引率であり、公正価値は割引率の上昇（低下）により減少（増加）することとなります。使用した割引率は、6.7%であります。

マーケット・アプローチ（類似企業比較法）において重要な観察不能なインプットは主として企業価値/営業利益等の評価倍率であり、公正価値は当該評価倍率の上昇（低下）により増加（減少）することとなります。使用した企業価値/営業利益の評価倍率は、9.01倍であります。

株式買取債務及びその他（金融負債）の公正価値等は、観察不能なインプットを用いて割引キャッシュ・フロー法で算定した金額で評価しているため、レベル3に分類しております。重要な観察不能なインプットは、主として将来時点における利益水準及び割引率であり、公正価値等は、利益水準の改善（悪化）により増加（減少）し、割引率の上昇(下落)により減少（増加）することとなります。

レベル3に区分された資産、負債については公正価値測定の評価方針及び手続きに従い、担当部署が対象資産、負債の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

レベル3に分類された金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金融資産	金融負債
期首残高	87,437	83,475
その他の包括利益(注)	△35,228	-
損益	10,897	12,163
購入又は取得	10,438	6,253
売却又は決済	△1,422	△43,001
その他	△1,088	1,027
期末残高	71,034	59,918

(注) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動に含まれております。

10. 1株当たり情報

- | | |
|------------------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,329.62円 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属） | 223.33円 |

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	8年～50年
車両運搬具	5年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株式給付引当金

役員等に対する将来の給付に備えるため、役員株式給付規則等に基づき、役員等に割り当てられるユニットの見込数に応じた給付額を基礎として計上しております。

④ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。なお、金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金に係る利息

③ ヘッジ方針

借入金に係る金利変動リスクの回避を目的とし、内規に基づきヘッジを行っております。また、投機的な取引は実施しておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は純粋持株会社として、グループ各社に対し経営管理を行っており、その収益は、主に当社の連結子会社からの受取配当金及び経営支援料からなります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。また、経営支援料については、連結子会社との契約に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(7) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。なお、当該会計基準の適用により、前事業年度において、営業収益に含めて表示しておりました「受取配当金」、「経営支援料」、「不動産賃貸料」は当事業年度より独立掲記しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる重要な影響はありません。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

1 前事業年度において、独立掲記していた営業外費用の「貸倒引当金繰入額」(前事業年度3,102百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「貸倒引当金繰入額」は96百万円であります。

- 2 前事業年度において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前事業年度627百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
- 3 前事業年度において、独立掲記していた特別損失の「構造改革費用」(前事業年度1,273百万円)、「投資有価証券売却損」(前事業年度815百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「構造改革費用」は338百万円、「投資有価証券売却損」は6百万円であります。

4. 重要な会計上の見積りに関する注記

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(関係会社投資の評価)

1 財務諸表に計上した金額

関係会社株式※	340,957百万円
その他の関係会社有価証券	27,755百万円
関係会社出資金	15,481百万円

※うち、非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等

子会社株式	294,158百万円
関連会社株式	13,991百万円

上記のうち、関係会社株式340,957百万円には、海外事業を統轄する非上場子会社 Dentsu International Limited (以下、「DI社」) に対する投資198,090百万円が含まれております。また、その他の関係会社有価証券27,755百万円には、スポーツに関連するデジタルコンテンツの配信事業等をグローバルに展開している投資先への投資を目的に設立された特別目的会社である合同会社Global Sports Investments社 (以下、「GSI社」) に対する投資7,440百万円が含まれております。

2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理をしております。

(1) DI社投資

当社は、DI社投資の評価に当たり、DI社が統轄する海外事業からの超過収益力等を反映した価額で実質価額を算定し、また、超過収益力等を反映した実質価額は、事業価値から純有利子負債等を控除して算定しております。

当社は、DI社の事業価値の金額として、連結計算書類上、同社の取得により計上したのれんの年次の減損テストで算出された使用価値の金額を用いております。のれんの減損テストにおける使用価値の見積りには、連結計算書類の「3. 会計上の見積りに関する注記((1)のれんの評価)」に記載のとおり、主要な仮定にはオペレーティング・マージン、正味運転資本、売上総利益の中期成長率、継続成長率、割引率及び全社費用の各資金生成単位グループへの配賦率が含まれます。

この結果、当事業年度におけるDI社投資の実質価額は著しく低下していないことから、当該株式の減損処理は不要と判断しております。しかし、事業戦略の変更や市場環境の変化等により上記仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度において、DI社投資の減損処理による損失が発生する可能性があります。

(2) GSI社投資

当社は、GSI社投資の評価に当たり、GSI社が保有する非上場株式の時価評価を行い、当該時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額で実質価額を算定しております。

GSI社が保有する非上場株式の時価はインカム・アプローチ（Exitマルチプル法により永続価値を算定したDCF法）により、投資先企業の事業計画、割引率、Exit倍率（企業価値/収益）及び上場時期に仮定をおいて算出しております。

その結果、GSI社投資については、実質価額が著しく低下し、将来の事業計画に基づいた短期間での実質価額の回復が見込まれないため、当事業年度において関係会社出資金評価損32,309百万円を計上しております。なお、GSI社の投資先企業の事業戦略の変更や市場環境の変化等により上記仮定の見直しが必要となった場合、または、投資先企業が今後上場した場合における市場価格によっては、翌事業年度においてもGSI社投資の減損処理による追加損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,062百万円

(2) 偶発債務

保証債務残高

下記会社の銀行借入等に対する債務保証

Dentsu International Limited 及びDentsu International Treasury Limited

（運転資金に係る資金借入枠 500百万英ポンド） 80,000百万円

アイプロスペクト・ジャパン株式会社他計5社 7,022百万円

計 87,022百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権 7,944百万円

短期金銭債務 194,174百万円

(4) 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額を下回っておりません。

6. 損益計算書関係

関係会社との取引高

営業収益	61,651百万円
営業費用の取引高	22,220百万円
営業取引以外の取引高	1,708百万円

(注) 営業費用の取引高の一部は経費等の立替であり、損益計算書上は相殺しております。

7. 株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,790,279株
------	------------

(注) 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口が所有する当社株式が含まれております。

8. 税効果会計関係

繰延税金資産の発生の主な原因は、投資有価証券、関係会社株式であります。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金であります。

なお、当社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌事業年度からグループ通算制度が適用されることとなったため、当事業年度から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第42号 2021年8月12日)を早期適用し、グループ通算制度の適用を前提として税効果会計を適用しております。

9. 関連当事者との取引関係

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Dentsu International Limited	所有 直接 100%	海外事業運営の管理委託及び銀行借入枠に対する債務保証 役員の兼任	銀行借入枠に対する債務保証(注1)	80,000	-	-
				キャッシュ・マネジメント・システムによる貸付(注5)	-	関係会社短期貸付金	55,077
子会社	Dentsu International Treasury Limited	所有 間接 100%	運転資金の貸付及び銀行借入枠等に対する債務保証	-	-	関係会社短期貸付金	44,000
				資金の貸付(注2)	23,000	関係会社長期貸付金	179,500
				利息の受取(注2)	1,242	その他(未収収益)	574
				銀行借入枠に対する債務保証(注1)	80,000	-	-

子会社	株式会社電通	所有 直接 100%	不動産の賃貸、 役務の提供及び 役務の受入 役員の兼任	不動産の賃貸 (注3) 会社運営等に係る業 務の委託 (注4) キャッシュ・マネジ メント・システムに よる預かり (注5) 利息の支払 (注5)	5,187 3,777 — 7	未収金 未払金 短期借入金 未払費用	2 1,021 51,938 0
子会社	株式会社電通 コーポレート ワン	所有 直接 100%	同社のファクタ リング業務に係 る資金貸付、役 務の提供及び役 務の受入	資金の貸付 (注6) 利息の受取 (注6) キャッシュ・マネジ メント・システムに よる預かり (注5) 利息の支払 (注5) 会社運営等にかかる 業務の委託 (注4)	— 9 — 2 3,131	関係会社短 期貸付金 その他 (未収収益) 短期借入金 未払費用 未払金	15,117 0 19,692 0 579
子会社	株式会社電通 国際情報サー ビス	所有 直接 61.8%	役務の提供及び 役務の受入	キャッシュ・マネジ メント・システムに よる預かり (注5) 利息の支払 (注5)	— 6	短期借入金 未払費用	48,846 0
子会社	株式会社電通 プロモーション プラス	所有 直接 100%	役務の提供	キャッシュ・マネジ メント・システムに よる預かり (注5) 利息の支払 (注5)	— 1	短期借入金 未払費用	11,390 0
子会社	株式会社電通 デジタル	所有 直接 75% 間接 25%	役務の提供及び 役務の受入	キャッシュ・マネジ メント・システムに よる預かり (注5) 利息の支払 (注5)	— 1	短期借入金 未払費用	10,658 0
子会社	株式会社セブ テーニ・ホー ルディングス	所有 直接 52.01 %	役務の提供	株式交換 (注7) 増資の引受け (注7) 株式の譲渡 (注7)	6,218 32,605 31,250	— — —	— — —

(注)

1. Dentsu International Limited およびDentsu International Treasury Limitedの2社を借入人とする銀行借入枠（500百万英ポンド、満期2025年6月14日、1年の延長オプション1回あり）につき、債務保証を行っております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 取引金額を総額で記載しておりますが、経費等の立替取引については、当事業年度の損益計算書では当社が外部に支払った金額から子会社より受領した金額を控除した純額を営業費用として計上しております。
4. 会社運営等に係る業務の委託に関する取引条件については、委託する業務の内容等を勘案のうえ決定しております。取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
5. キャッシュ・マネジメント・システムによる預かり及び貸付については、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、借入及び貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
6. 資金の貸付については、基本契約に基づき残高が毎日変動するため、期末残高のみを記載しております。また、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
7. 株式会社セプターニ・ホールディングス（以下、セプターニHD）を当社の連結子会社とするにあたり、当社連結子会社であった株式会社電通ダイレクトをセプターニHDの完全子会社とする株式交換、セプターニHDの第三者割当による新規株式発行の引受け、及び連結子会社である株式会社電通デジタルの一部株式のセプターニHDへの譲渡を実施いたしました。株式交換比率及び取引価格は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,304.69円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13.24円 |

(注) 1株当たり情報の算定において、業績連動型株式報酬制度に係る信託口が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数1,041,900株及び期中平均株式数411,198株をそれぞれ控除しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 重要な後発事象

(別途積立金の取り崩し)

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、会社法第452条及び第459条第1項に基づく定款の定めにより、別途積立金の取り崩しを決議いたしました。

- | | | |
|---------------------|---------------------|------------|
| (1) 減少する剰余金の項目及びその額 | 別途積立金 | 100,000百万円 |
| (2) 増加する剰余金の項目及びその額 | 繰越利益剰余金 | 100,000百万円 |
| (3) 実施の目的 | 継続的な配当政策の実現を可能にするため | |
| (4) 効力発生日 | 2023年3月16日 | |